

平成29年度第2回合志市教育委員会会議録（5月定例会）

- 1 会議期日 平成29年5月29日（月）
- 2 開議時刻 午後3時24分
- 3 会議場所 西合志庁舎3階大会議室
- 4 出席委員 委員 高見博英 委員 坂本夏実 委員 緒方克也
委員 塚本小百合
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者
教育長 惠濃裕司
教育部長 鍬野文昭
学校教育課 田中正浩教育審議員
角田賢治指導主事
嶋崎佳子指導主事
右田純司課長
上村祐一郎総務施設班長
齋藤正典主査
生涯学習課 北里利朗課長
人権啓発教育課 飯開輝久雄課長

○惠濃裕司教育長

これから平成29年度第2回教育委員会5月定例会を開催いたします。
会議録の署名者につきましては、坂本委員、緒方委員にお願いしたいと思います。
それから、会議録の訂正等につきましては特にありませんので、その点も御承認を
お願いしたいと思います。
それでは、ここで、司会進行を高見教育長職務代理者にお願いいたします。

○高見博英教育長職務代理者

これからの進行につきましては、私のほうで進めていきたいと思っております。
なお、時間が少し遅くなっておりますので、スムーズな運営に協力をお願いしたい
と思っております。
日程1、教育長報告をお願いいたします。
惠濃教育長。

○惠濃裕司教育長

今ありましたように、時間が押しておりますので、簡潔に申し上げたいと思っております。
動静のほうから申し上げます。
4月27日 中央小の登校指導。

- 5月1日 学芸員の委嘱状交付式。
 - 12日 ことば教育の研修会。
 - 15日 分離新設校にかかる施設設備・維持管理事業者への説明会。
 - 19日 西南中女生徒のボクシング48キロ級全国大会優勝に伴う表敬訪問。
 - 20日 市の国際交流総会。
 - 23日 市の解放子ども会学習会の開講式。
- 以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

続きまして、5月の管内教育長会議の報告をお願いします。

○惠濃裕司教育長

それでは、教育長報告をいたします。

所長からは、食物アレルギーに関する子どもの事故があったということでございます。大事には至りませんでした。命にも関わることなので繊細な対応をお願いしたいということです。

それから、教職員のメンタルが増えておりまして、特に保護者からの軋轢等で悩んでいる先生たちがいるようです。1人で抱え込まないで相談やサポート体制の構築と組織で対応をお願いしたいということでございます。

人材育成については、これから50歳代半ばから特に退職者が増えていきます。校長が大きく入れ替わるということで、現教頭先生方は校長を目指し発奮して頑張ってもらいたいということでございます。また、主幹教諭も1、2年で昇任して、若手の教頭が今後増えていくことから、力を蓄えることが迫られるということです。それから、初任者採用で直卒が今後増えていくので、20代、30代が担任だけでなく、公務の中核を占めていくようになるので、人材育成をしてくださいということです。

森川管理からは、学級編制について話がありました。そこに示しているとおりでございますので御覧いただきたいと思っております。

体罰で戒告処分につきましては、資料1として新聞の記事を載せています。1番大きな問題は、けがをさせたこともそうですけれども、報告が1年後になっているということです。このようなことがあったらすぐ上司に報告するのは基本とし、情報共有を徹底したいということです。

不祥事防止につきましては、定期的な職員研修を実施し、危機意識の薄い教職員の存在があるといつでも起こり得るということです。

交通事故防止につきましては、4月に3件の被害事故があったということです。後ろから追突されたから左側に車停めたところ、当たった車が逃げて行ったといった話もございました。そういう時は特に用心をして相手のほうにも、逃げられないように車のナンバーなど、しっかり覚えておくということです。

それから、今年4月、合志管内の新採教職員が髄膜炎を発症しております。その先

生の勤務時間を見ると、時間外勤務が70時間にも及んだということで、それが原因かどうかわかりませんが、時間外勤務については、管理職は十分把握しておいてください。また、異動で赴任してきた教職員も要チェックということで、本市におきましても、4月赴任してきた教諭がもう赴任する前から学校を休ませてくださという事例がっております。異動のときには、そのような先生とは十分な話し合いが必要だということがありました。

続きまして、浦田指導課長からは、いじめ、不登校、問題行動等の対応について、毎回同じようなことの話をしておられます。いずれにせよ、未然防止に向けた取り組みをぜひ学校として共有をして、担任だけではなくてみんなが知っている体制をつくっていただきたいというお話がありました。

確かな学力の向上を目指してということについては、すべての教師による5つの共通実践事項の確実な実施をとありますが、それは4月の資料で差し上げておりますので御覧ください。

それから、校長先生は毎日授業参観をしてください。そして一言コメントをお願いしたいということがございます。

その他の防災教育の取り組み推進をとありますが、熊本地震はまだ終わっていないということ。備えあれば憂いなしということで、児童・生徒の引き渡し訓練、避難訓練等を計画的に実施すること。これを、学校のほうにもお願いをしているところでございます。

学校図書館の整備充実についてということで、資料を差し上げています。御覧いただきたいと思います。その資料の2番ですけれども、学校図書館の現状に関する調査ということで、本市はどうかということについて審議員に調べていただきました。今から合志市の状況を申し上げますけれども、学校図書館における人的整備の状況について（1）12学級以上の学校における司書は教諭の発令状況は小中とも100%です。（2）学校司書を配置している学校数の割合はこれも小中とも100%です。次に学校図書館における物的整備の状況について（1）学校図書館図書標準を達成している学校数の割合は、合志市は小学校が85.7%、中学校は66.7%。（2）学校図書館の蔵書をデータベース化している学校数の割合は、小中学校とも100%です。（3）学校図書館に新聞を配備している学校数の割合は、小学校が42.9%、中学校は66.7%です。最後に読書活動の状況について（1）全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合は小中学校とも100%です。うち朝の始業前に実施している割合、小学校は28.6%、中学校はゼロです。（2）ボランティアを活用している学校数の割合（3）公共図書館との連携をしている学校数の割合は、両方とも、小中とも100%でございます。合志市は整備されているほうと感じているところでございます。

それから、平木指導主事は学校防災体制の強化について、資料を新聞の切り抜きを添付しております。資料3の学校の保護義務どこまでということ、東日本大震災における野蒜小学校の津波訴訟について、引き渡しするときは、学校は事前登録した責

任者以外には引き渡さないというルールでしたけれども、当時校長は名前と児童との関係が確認できれば引き渡していいと指示をしたそうでございます。そして、被災した女兒は、同級生の父親が「連れて帰っていいか」と提案し、担任が許可しました。その女兒の責任者は、母親、祖母、おじ、お婆の4人でした。女兒は自宅に着きましたが保護者は不在で、いとこの高校生に引き渡された。その約10分後に津波に襲われたということでございまして、判決では責任者の引き取りがない間、学校は女兒の保護を続けるべきだったと学校の過失を認定したということでございますので、非常に難しい場面だったかと思えますけれども、きちっとマニュアルに則った実施をしていかななくてはならないということを感じたところでございます。

他にもありましたけれども、あとは御覧、御一読いただければと思います。
以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

今、報告がありました件について、何か御質問はございませんか。

特にないようですので、次にまいります。

日程2、議題に移ります。第1号議案の合志市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についての説明をお願いします。

北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

資料は9ページからになります。

第1号、第2号議案ともに関連することですが合志マンガミュージアムを7月にオープン予定にしております。マンガミュージアム設置条例につきましては、議会での承認事項になりますので、臨時会を開いていただきまして、既に条例のほうは承認をいただいているところです。それに関わります規則と規定につきまして御提案申し上げます。

合志市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきまして、合志市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。別表生涯学習課の款生涯学習班の項中第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、第28号中「歴史資料館及び郷土資料館」を「合志市歴史資料館」に改め、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 合志マンガミュージアムの管理運営に関することになっております。

附則といたしまして、この規則は平成29年6月1日から施行するという提案でございます。

次のページをお開きください。こちらに改正後と改正前の一覧を付けています。左側が改正後でございまして、ただいま申し上げましたとおり、28号が合志市歴史資料館の管理運営に関するもので、ヴィーブルにあります資料館のほうは歴史資料館になっておりまして、西合志図書館の裏にございますのが郷土資料館ということになっております。郷土資料館のほうにマンガミュージアムを開設する予定になっておりま

す。その関係で、郷土資料館の名前を削除しております。それから、その次に29号といたしまして、マンガミュージアムの管理運営に関することを挿入した関係で30号と31号を、番号を繰り下げております。

11ページから13ページまでは、案になりますけれども、事務局組織規則の改正後をつけております。第3条に各課及び班の事務分掌は別表のとおりとするとございまして、13ページの別表、こちらのほうに改正後の事務分掌を添付しております。

12ページの最後、附則につきましては、この規則は、平成29年6月1日から施行するとしております。

第1号議案につきましての説明は以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

先だっても会議の中にありましたように、名称変更に伴うものと、それから、新しく合志マンガミュージアムができた関係で規則変更が出てきているようでございます。よろしいでしょうか。

特に問題ないようですので、次に移ります。

第2号議案、合志市文化財資料収集取扱規程の一部を改正する訓令について説明をお願いします。

北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

資料14ページをお願いします。

合志市文化財資料収集取扱規程の一部を改正する訓令といたしまして、合志市文化財資料収集取扱規程の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条第1項中「郷土・歴史資料館」を「歴史資料館」に改める。

附則、この訓令は、平成29年6月1日から施行するとしております。

15ページが改正後と改正前を並べております。こちらにつきましても、先ほど御説明申し上げましたとおり、郷土・歴史資料館とありましたものを歴史資料館に改めております。第1条と第3条に名称がそれぞれ出ておりましたので、変更をするものでございます。

16ページから17ページ以降につきましては、案ですが、改正後の取扱規程を添付しております。

以上で説明を終わります。

○高見博英教育長職務代理者

今、説明があったとおりですが、何か御質問ございませんか。

これも名称変更に伴う変更ということでございますので、特に異議がないようですので、ここで決定をしたいと思います。

続きまして、報告事項にまいります。(1) 合志市私立幼稚園就園奨励費補助金交

付要綱の一部を改正する告示についての説明をお願いします。

右田課長。

○右田純司学校教育課長

資料の19ページ目からになります。この合志市私立幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園の保育料を減免するための制度になります。今回、載せています目的が2つありまして、1つが制度拡充に伴うものです。もう1つは補助金申請に関する書類の宛先の変更になります。

まず、19ページ目に補助要綱の改正です。21ページ目が改正前になっております。拡充された内容につきましては、19ページ目の新しいほうで御説明しますが、上のほうに表が載っているかと思えます。左側に階層区分が書いてあります。ここがその下に1から5まで、ありまして、所得によって変わっております。今回変更になる部分が、上から2番目の市民税が非課税となる世帯と所得割が非課税となる世帯の第2子のところです。年額が30万8,000円と書いてあります。21ページ目の改正前が29万円ですので、1万8,000円増えております。次がその下の所得割課税額が7万7,100円以下の世帯、こちらの第1子のところです。改正後が13万9,200円、改正前が11万5,200円ですので2万4,000円の増です。最後に第2子につきましても22万3,000円が改正後で、改正前が21万1,000円になりますので、1万2,000円の増になっております。これが拡充された部分に該当します。

続きまして、この23ページ目にまた表が載っておりますけれども、この表は何かといいますと、先ほど御説明しました表が、夫婦の片働きの場合と16歳未満の子どもが2人いる世帯をモデルケースとして載せております。その部分で所得割額が7万7,100円以下の世帯と記載があったと思えます。この23ページ目の表でいきますと、上の表の左側に0人から5人まで書いてあります。この2人のところの16歳未満の2人の次が、所得割課税額が7万7,100円、これが先ほどのモデルケースの表になります。その他の表の見方としては、世帯の状況によって所得割額が変わってきますので、そのときに見比べる表となっております。こちらにつきましても、先ほど説明しましたとおり、第1子と第2子が拡充されております。

次が25ページ目になります。申請関係の書類になります。幼稚園の設置者から市のほうに出していただく補助関係の書類が28ページまで載っております。左側が改正後、右側が旧と書いてあります。どこが変わったかといいますと、あて先のところが新のほうが合志市長、以前のほうが合志市教育委員会、ほかの書類もすべて一緒です。財務に関係しますので、あて先のほうは合志市長宛に変更しております。

最後に交付要綱の改正案が載っております。29ページから31ページまでになります。文言は特に変わっておりませんが、31ページ目の附則がここに今回改正したあとの日付などが入ってくるようになります。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

今の件で御質問ございませんか。

特にないようですので、次に移ります。2番目の合志市地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金交付要綱についての説明をお願いします。

北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

資料32ページをお願いいたします。

平成28年熊本地震における合志市地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金交付要綱ということで、第1条が趣旨で、この要綱は、平成28年熊本地震復興基金交付金に基づく地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金の交付に関し、合志市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとするということで、熊本県が復興基金を設置しておりまして、その中から補助といたしまして支援をする内容になっています。

第2条が交付目的といたしまして、この補助金は、被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設の再建を支援することを目的として、予算の範囲内において交付するものとする。

第3条が対象者でございます。補助金の交付対象者は、集落または自治会の代表者となっています。

第4条が補助事業の対象ということで、補助事業の対象となる施設は、次の各号のいずれにも該当するものであって、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市長が認定する施設とするとなっています。(1)合志市内に存在していること。(2)平成28年熊本地震により被災していること。(3)専ら地域の住民が利用するものであること。(4)専ら地域の住民が交代で維持管理していること。(5)祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続するものであることとなっております。

第5条が対象施設の認定申請、第6条が認定申請の審査といたしまして、市長は、前条の規定による地域コミュニティ施設等の認定等に関し審査するため、合志市地域コミュニティ施設等審査会を設置するものとする。第2項、それから第3項が審査会は会長、副会長及び委員をもって組織し、会長は教育部長、副会長は総務部長、委員は生涯学習課長、総務課長及び財政課長とすると。このメンバーで審査をするようになっております。第7条が認定の決定等、第8条が補助事業の対象経費、第9条が補助率及び補助限度額といたしまして、補助率は対象経費の2分の1以内、補助限度額は1,000万円とすると、この場合において補助金の額1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

それから、第10条が交付申請、第11条が実績報告、第12条が事業の検査、第13条、それから、その他が第14条となっています。

附則といたしまして、この告示は、公布の日から施行いたしまして、平成28年4

月14日、去年の熊本地震から適用となっております。

35ページ以降につきましては、様式集を添付しております。

このような形でもっぱら地域にある鳥居ですとか、祠関係が対象になるかと思いません。

以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

今、説明があったとおりですけど、県のほうが補助金を出していただけるということで、非常にそういう復旧については前進するものと思われれます。

何か御質問ございませんか。

教育長。

○惠濃裕司教育長

竹迫日吉神社の石垣はどうですか。

○高見博英教育長職務代理者

いかがでしょうか。

北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

5月19日の囑託員会議の中でも御説明しましたが、一応申請を出していただいて、それで審査をして、県とも相談をしながら、おそらく該当すると思います。ここにもありますように、現に活用され今後も活用を継続するものの判断が難しい部分もありますけれども、そのような形であればおそらく該当するかと、断言できませんけれども、そのように考えています。

○高見博英教育長職務代理者

惠濃教育長。

○惠濃裕司教育長

竹迫日吉神社が通学路になっていますから、早くやっていただいたほうが児童・生徒の安心・安全につながっていくと思ひまして質問したところでございます。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

今、教育長がおっしゃったように、通学路の関係もあるので、できるなら急いでしていただけたら助かるということでした。

ほかに何か御質問ございませんか。

この申請関係について、例えば、県からの補助が年間いくらとか、上限の金額というのは設定されていますか。

北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

先ほど申しあげました、第9条の経費の2分の1以内、限度額が1,000万円ということで、1,000万円の予算をお願いしております。もし足りなくなった場合には補正をお願いするようなことになるかと考えております。

○高見博英教育長職務代理者

この補助限度額というのは年間のいろんなところから出てくるけれども、1,000万円までは一応検討していますということですか。1つの事業に対する補助が上限は1,000万円までということではないわけですね。

○北里利朗生涯学習課長

1,000万円の申請が出てくれば1,000万円になるかと思いますが、そこまでは想定していないということです。

○高見博英教育長職務代理者

わかりました。ほかに何かございませんか。

なければ、次にまいります。(3)6月の行事予定についての説明をお願いします。

田中審議員。

○田中正浩教育審議員

39ページをお開きください。順を追って説明をしていきます。

6月1日 市人権同和教育対策連絡会議。

2日 市の初任者並びに転入者の人権教育研修会。

4日 西合志東小学校の運動会。

5日 管内教育長会議。

6日から7日 教育長の期首面談。

8日 市校長会議。

9日、12日、13日、15日、16日、22日、28日 市議会定例会。

26日 市就学指導委員会。

以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

定例の教育委員会議についてはどのあたりが可能でしょうか。

○田中正浩教育審議員

現在、27日の火曜日、午後を予定しておりますがいかがでしょうか。

○高見博英教育長職務代理者

27日の午後ということですが、委員の皆さん、いかがですか。

よろしいですか。それでは定例の教育委員会議につきましては、27日、火曜日のいつも定例会は午後2時からですが、学習会のほうを午後1時から、今度何か入れますか。この午後1時からの学習会はあとで検討しますので、27日の午後2時からの定例会を予定として入れておいてください。

何か6月予定について質問ございませんか。

定例の議会が入っておりますけれども、この日程についてはわかっていますか。一般質問等の様子とかはまだわかっていないわけですね。その件については、何か他の資料を配られる折でもお配り願いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、その他にまいります。

生徒指導についてお願ひします。

嶋崎指導主事。

○嶋崎佳子指導主事

資料41、42ページを準備いたしましたので御覧ください。

平成29年度の児童・生徒の状況ということで、4月の部分だけ書いております。今回、表としましては、④不登校でないが欠席が30日以上という項目をあげております。これまで病気、その他のもので不登校ではないけれども30日以上欠席している子どもたちがこれまで随分おりました。1つのシートで定例報告を委員会から県にあげておりましたけれども、本年度から別シートであげることになりました。区別をする意味で新しく「不登校でないが欠席が30日以上」という欄を設けましたので、1つ欄が増えたことをお知らせしておきます。当月の連続7日・断続10日以上欠席の人数が一番上の行に書いております。合志小学校1名、西合志東小学校2名、合志中学校6名、西合志中学校1名、西合志南中学校10名です。合計で20名の子どもたちが連続7日、または断続10日の欠席であげられております。その内、10日以上欠席になっている不登校傾向の子どもたちが合志中学校4名、西合志中学校1名、西合志南中学校3名となって合計8名です。12名の子どもたちが不登校ではないけれども、別な理由で連続7日、断続10日、休んでいるということになります。

今は適応指導教室を1回閉めまして、4月には学校のほうに戻すということで取り組んでまいりましたが、西合志中学校の2人の子どもについては、春の段階から戻ってきています。もともと学校へ行けてない子どもが1人おりましたので、その子も含めて2名ということでした。

それから、別室登校です。学校の中に教室以外のところに居場所をつくっていただ

いているところがあります。そちらに合志中学校は8名、それから西合志南中学校が9名、合計17名が別室登校になっております。

42ページを御覧ください。

まだ30日の出席日数になっておりませんので、不登校の子どもは0人です。ただ不登校傾向の子どもたちは、先ほどありますように、8名の子どもたちが不登校傾向としてあげられています。その中で全欠が2名になります。昨年度からの継続です。先ほどいろいろなところでお話が出てきていますけれども、かなり厳しい状況で重い状況の子どもたちがここにはあがってきている中で、継続として2名、全欠であがってきています。不登校でない子どもたちにつきましては、病院を受診されて、起立性調節障害といって、朝から起きることがとても困難な子どもたちというのが5名ほどおります。病院での受診で出席を止められている子どもが2人、あわせて病院でのストップがかかっている子どもが7名です。それから、特別支援学級に所属して対人関係のために欠席が続いている子どもが2人、それから親の意向のために欠席している子どもたちが2人ということで、不登校でない子どもたちのうち11名がそのような形で欠席をしているところになります。これまで取り組んできた成果の中で、教室に戻っている子どもたちもたくさんいます。今日の学校の概要訪問で、合志中学校では合志教室に行っている子どもたちで1人教室に戻っている子どももいますし、なかなか保護者の協力が得られないままいた子どもでケース会議をしながら本人で自転車移動をすとか、自立の支援をしていく中で学校のほうに行っている子どもたちも随分います。取り組みをそれぞれしていただいています。今8名不登校傾向であがっている子どもたちは昨年度100日以上欠席しています。昨年度、100日以上欠席している子どもたちもたくさんおります。そういう子どもたちにつきましては、関係機関や病院との連携をしながら取り組んでいかなければならない重篤な子どもたちです。ただ何となく月に3日休んで10カ月で30日という子どもたちも1月から2月にかけてたくさんみられました。1月から2月にかけて9名増えていきますけど、そういうふうな子どもたちでしたので、何となく3日間休んでいる子どもたちの1日にこだわった取り組みを今年はしていただきたいと思っております。適応指導教室があう子どもたちとあわない子どもたちがいます。学校なら行ってもいいという子どもたちもいますし、学校は行きたくないという子どもたちもいますので、この子は適応指導教室なのか、それとも学校なのか、別室なのかということで、ターゲットを絞ってそれぞれの対応をしていただきたいと思っております。

それから、小学校のいじめ不登校対策委員会で小学校の先生が言われた言葉で、「これまで小学校では簡単に休ませているところがあったのではないか。」という言葉が出ておりました。やはり小学校で不登校の芽が出ていることを考えますと、小中連携の考え方が大切だということは確認をすることができました。中学校になって重くなった状態で改善しようと思っても、たくさんの時間と労力がかかるということで、小中連携の1つとして、「うちの子はどうしていますか。」ということで、小学校の先生が中学校に「うちの子」、中学校の先生が小学校に「うちに来る子」という意識を

持っていただくことが大切ではないかと思っております。

先ほど「愛の1、2、3運動プラス1」というような具体的な取り組みの1つは、誰が、どのような理由で、何日目の欠席かということを出欠黒板で可視化することをお願いしているところですが、全部の学校で可視化ができております。誰が、どんな理由で、何日目かというのをそれぞれ共有する場を持つことで、教員の意識も変わってくるのではないかということで取り組んでいるところです。ぜひ不登校の子どもたち、学力保障、進路保障をするためにも、1人でも子どもたちが学校に来てもらえるように努力していただいているところです。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

新年度になってから少し気になる生徒は現実おりますので、学校のほうとも話をしておりますが、その子どもたちが多くならないように、その学校で努力をお願いしているところです。

何か御質問ありませんか。

学校訪問のときに言ったことですが、不登校の生徒がそれぞれ報告として出てきますけれども、その内訳をできるだけわかりやすく、どういう状態で来ているのかというのをその都度できるだけ確認をお願いしたいと思います。そして、改善してきた子どもについては、こういう理由があって改善ができたという、その改善の理由も個々に記録をしていると年度末等にいろんなところで参考になるかと思っておりますので、大変ですけれども、その点もよろしく願いしておきます。

何かございませんか。

ないようですので、その他の熊本地震復旧状況ですけれども、北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

現在、懸命に復旧工事を行っております。今月の22日から御代志の市民センターのほうに生涯学習課が移りまして、ヴィーブルの事務所はすべて明け渡しというような形で今作業を進めております。あとは足場を組んだときに、足場を組んで初めてわかるような修理箇所も出てきているものですから、定期的な打ち合わせを行いながら現場と情報を密にしながら進めておるようなところでございます。合志中の剣道、柔道部あたりにはかなり御迷惑をかけたかと思っておりますけれども、合志市の武道館は6月いっぱいまでの工期で中体連には間に合わなかったかなというふうに考えておりますけれども、一応スケジュールどおりに進んでおります。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

ありがとうございました。足場をいろいろ設置するうえで新しく破損箇所が見えたということですか。

○北里利朗生涯学習課長

遠目にみるとどうにもなっていないようなところでも、近くに行きますと亀裂が入っていた部分が出てきています。今、ヴィーブル行かれるとわかると思いますが、メインアリーナのほうもすべて足場が被っておりますし、中もすべて足場が組まれております。よって、近くで見ると支障があるようなところがあるということです。

○高見博英教育長職務代理者

わかりました。思いのほかほかにも被害があっているようでございます。

何か御質問ございませんか。

なければ、その他でほかに何かありませんでしょうか。

坂本委員。

○坂本夏実教育委員

昨日、第一小学校の運動会に行かせていただいたのですが、開会式の国旗掲揚のときに、国旗があまりに汚れていて、そしてさらには木が被っていて、前に整列していても見えないということがあって、そう思っていたところに、帰り際に議員さんが追いかけてこられて、同じことを言われて、教育委員会のほうでも行ったときには確認してくださいということも言われましたので、あげさせていただきました。

○高見博英教育長職務代理者

国旗掲揚用の国旗等が非常に古くなっているのは、学校のほうでその都度請求すればいいと思いますので、これも学校予算の中だけでなく、市予算の中でできるところありますか。

○惠濃裕司教育長

学校予算の中で国旗は買うように言っています。

○角田賢治指導主事

基本は学校予算の中で買うようになっています。そんなに高いものではないので。

○高見博英教育長職務代理者

学校予算の中で、あるいはその国旗等の購入については、申請すればそれだけの措置はしてありますので、気付かれた折には、すぐ請求していただくように言ってください。今日も学校訪問のときに、樹木の立ち枯れがありましたけど、あのようないろいろなことに気付いたことをその都度おっしゃっていくといいかと思います。

ほかにご覧いませんか。何か運動会等で何かお気づきになったことありますか。小中学校あわせて特になかったですか。

その他で何かありませんか。

その他で、私から連絡したいことがあります。実は、PFI新設校関係のことで、私も委員の1人として会に出席しております。新設校はPFIで民間に業務委託するようなどころがありまして、設計等についても民間が主体的にするようになります。業者選定も近いので、それまでにこういうことをしてほしいとか、こうあったらいけないというような委員会の意向というものが非常に差し迫ってきております。例えば、校舎を隣接していくのか、あるいは、小学校、中学校も一体として、校長も1人で職員室等も1つになった体制で学校運営をしていくほうがいいのか、私たちは意見交換をして設計にあたっての要望を頭に入れて出していかなければならないと思います。この委員会として、校舎のあり方のようなものの方向性はいつまでに出しておけばいいのか、課長のほうでわかったら教えていただきたいと思います。

○右田純司学校教育課長

PFIの現状でいきますと、今、募集要項を公開して説明会を行い、事業者ヒアリングが終わった段階になります。今後は、事業者でグループを作って申し込まれてきますので、その受付が7月ぐらいを予定しております。そこで応募資格があるかを審査しまして、最終的には12月ぐらまでにそのグループのほうで学校を、こういうふうな学校をつくりたいという事業者の提案があります。それを聞いてからの選定委員会での選定という形になります。今の募集要項でいきますと、PFIですので、応募業者の提案の幅を広く取りたいという考えで、細かく指示はしておりません。ですので、事業者の提案が3グループあれば3つ提案があがってきます。あとは、審査するときの審査する側の方針をある程度決めておきたいということになります。よって、少なくとも事業者の提案があがってからその審査するまでですので、秋ぐらいで間に合うかなとおもいますが、具体的に何月というのがまだはつきりとわかりませんが、夏ぐらまでにはある程度方向性を出していたほうがいいのかなどは思います。ただこちらから細かい指示をしていませんので、あとは事業者の方の提案を待つという形にはなります。

○高見博英教育長職務代理者

今、説明があつたような日程でありますので、私たちのほうも今度の6月の委員会で特に改めて検討、学習内容がなければ、新設校について、意見交換をして正式に決定するまでの会議に生かしていきたいと思います。私も1人の委員として選定委員のメンバーになっておりますので、委員会としての考え方でいろいろな提案、あるいは意見を言う立場になりますので、個人的なことを言うわけにはいきませんので、委員会の中での共通理解ということで考えておりますのでよろしく願います。よろしいでしょうか。何かほかがあれば。

○鍬野文昭教育部長

1点だけよろしいですか。

○高見博英教育長職務代理者
 鋤野部長。

○鋤野文昭教育部長

毎月、教育新聞が回ってきますが、2、3日前に読んだ中で、大分市の碩田中学校だったと思いますけども、義務教育学校が新たに出来上がっておりまして、そこが義務教育学校ですから、小中一貫は当然やっていくようなところになりますけれども、新しい施設で、規模も900人から1,000人ぐらいの間で、ちょうど大きさも同じぐらいかなというところがありました。今年度から開校したばかりですので、先ほどおっしゃったように、1つ委員会としての方向性を決めるのであれば、そういうところを見に行くというのもいいのかなと、大分ですからそんなに遠くはありませんので、日帰りで十分行けますので、参考までにお話はしておきたいと思います。

○高見博英教育長職務代理者

義務教育学校と一貫教育のうちが目指しているのとは少し違うところありますけれども、やはり具体的に同規模校でのそういう小中一貫教育校というのが新設されているなら、例えば校舎のつくり方、あるいはそこまでのいきさつとか、いろいろな資料が手に入れば非常に参考になると思いますので、視察に行くのもいいでしょうし、ただ視察に行くとなると経費的な面、それから時間的な面もなかなかないと思います。資料だけでも取り寄せてもらえるなら、その学校のほうに連絡をして、教育課程や校舎等のあり方等についての資料をいただけるならいただければ幸いです。

ほかに何かありませんか。

次回については、午後1時から学習会をしたいと思いますので、お互いいろいろな意見を出し合って、最終的な結論ということではありませんので、意見交換というところで捉えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、特になければ、私の進行については終わりたいと思います。教育長にお返しします。

○恵濃裕司教育長

高見委員におかれましては、司会進行大変お世話になりました。

来月ですか、小中一貫の建設に向けての意見交換会ということでございますけども、5月の管内教育長会議のレジュメの中の12番、先ほど言えばよかったですけれども、小中一貫教育推進事業を県が取り組んでおります。今、5つの市町村教育委員会、宇土、宇城、玉名、なごみ、八代に委託してやっております。去年、これは田中審議員のほうで参加されたと思いますけれども、今年もこのフォーラムがあるということでございますので、私たちもできる限り参加して研修したいと思っていますところでは。

それから、教育長報告の資料集を御覧になっていただきたいと思いますが、2ページです。県教委321人採用へというのがありますが、そこに来年度の採用予定等も

書いてあります。採用人数の内訳は小学校が161、前年度比31人増と、小学校増です。小・中学校17人と書いてあります。この小・中学校が何を意味するのかと言うと、これは義務教育学校において、両方の免許を持っているというふうに私はこれ推測したわけでございますけども、熊本県もこのような形で義務教育学校に対応するような採用を、今後していくのかなと思っているところです。ただ私たちが目指しているところは、この義務教育学校とは違うわけでございますけども、こういった形で県のほうも進んでいるのだなということ、この採用から感じたところでございます。

今後いろいろな身近なところで義務教育学校、あるいは小中一貫校の研修会、あるいはフォーラム等がありますので、情報を収集していきながら、学校建設のあり方、中身についても、参考にしながら教育委員会の中で論議していければいいのかなと思っているところでございます。

以上をもちまして5月定例会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

午後4時35分 閉会